

第 3 8 号議案

桶川市介護保険条例の一部を改正する条例

桶川市介護保険条例（平成 1 2 年桶川市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,300円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,300円</u>」とあるのは、「<u>27,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>20,300円</u>」とあるのは、「<u>39,200円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>16,200円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>16,200円</u>」とあるのは、「<u>20,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>16,200円</u>」とあるのは、「<u>37,800円</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の桶川市介護保険条例の規定は、令和 2 年度分の保険料から適

用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和2年6月2日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の減額賦課について改定したいので、この案を提出するものである。